

## 令和3年度 第6回 北区自治協議会 議事概要

日 時 令和3年10月28日(木)午後1時30分から

会 場 北地区コミュニティセンター 2階大ホール

### 出席者 委員

神田(征)委員、神田(恭)委員、本間(藤)委員、阿部委員、前田委員、山賀委員、清水(博)委員、有田委員、樺山委員、斉藤委員、清水(文)委員、鶴巻委員、平松委員、藤沢委員、藤原委員、本間(啓)委員、横山委員、渡邊委員、本田委員、伊藤委員、遠藤委員、中嶋委員、佐久間委員、計23人

(欠席：大島委員、小日向委員、五十嵐委員、柳委員、皆川(英)委員、山田委員、皆川(靖)委員)

### 会長が必要と認めた者

横山喜人さん

### 事務局

#### [北区役所関係]

地域総務課長、区民生活課長、健康福祉課長、産業振興課長、建設課長、北出張所長、北下水道室長、消防局北消防署長、北区教育支援センター所長、豊栄地区公民館長、財産活用課長、政策調整課長、地域総務課長補佐、財産活用課職員、政策調整課職員、地域総務課職員3人  
計18人

傍聴者 無し

## 内 容

### 1 開会

### 2 議事事項

#### (1)横井の丘資料館の廃止について(意見聴取)

神田会長

議事事項1の「横井の丘資料館の廃止について」、この件については、市長名で意見聴取の依頼がきています。地域総務課長から説明をお願いします。

## 地域総務課長

議事資料1をご覧ください。新潟市自治協議会条例第7条第1項第2号の規定により、区民等への影響を考慮して市長が別に定めるものの設置及び廃止に関する事項並びに管理に関する基本的事項について決定等するときは、自治協議会の意見を聞かなければならないとされています。このため、文化施設の北区郷土資料館の分館「横井の丘ふるさと資料館」の廃止について、自治協議会の皆様から意見を求めるものです。

議事資料1を1枚めくって、A3の資料をご覧ください。1「施設の概要」については、記載のとおりです。平成16年開館ですが、旧横井小学校の特別教室を改装して開館したもので、当時は児童・生徒の学習の場、または資料展示等の収蔵庫として活用していました。

次に、2「廃止する理由」についてです。同施設は、老朽化が進み、平成27年度の耐震診断の結果、地震等の際には倒壊する可能性の高い危険な建物であることから、平成29年5月1日から一般公開を中止しています。なお、一部の収蔵品等は、すでに福島潟地内の郷土博物館の収蔵庫などに移しています。一方、先般策定し、自治協議会へ報告しました木崎地域実行計画においても解体と示されていることから、解体に向けて令和4年3月31日をもって廃止し、郷土博物館の分館の位置づけを終了したいと考えています。

3「条例の一部改正の手続き」についてです。このようなことから、新潟市北区郷土博物館条例の中の「横井の丘ふるさと資料館」の名称、位置、及び休館日の項目を削除するという条例の一部改正を12月議会に上程する予定です。

4「廃止に関するスケジュール等について」です。多少残された資料等の搬出の詳細まではまだ決まっていますが、現状、福島潟地内の収蔵庫などを検討しており、資料の搬出や解体の具体的な日程が決まり次第、地域の自治会やコミュニティ協議会、隣接する保育園利用者などに説明をさせていただく予定です。なお、今回の廃止に直接関係はありませんが、跡地の利用について、現在未定となっておりますが、今後、関係部署等と検討していきます。

## 神田会長

皆さんからご意見やご質問があればお願いします。

廃止についての異論は特になかったということよろしいでしょうか。

それでは、意見聴取については、本日の検討結果をもって「意見なし」として、事務局から市長へ回答の提出をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

## 3 報告事項

### (2) 総合計画及び区ビジョンワークショップについて

## 神田会長

次ですが、政策調整課からの説明を先にさせていただきます。お願いします。

## 政策調整課長

私からは、新潟市の総合計画についてご説明させていただきます。カラーの冊子が、現在の新潟市総合計画「にいがた未来ビジョン」の概要版です。ちなみに、本冊は少し厚いものになります。2015年からスタートした計画で、2022年度、来年度が最終年度となっています。そのため、2023年度から始まる次の計画の策定に向けて現在準備を進めています。この次期総合計画については後ほどご説明します。

1 ページ目をご覧ください。総合計画というのは、市の市政の最上位の計画で、将来のまちづくりの理念や目指すがたを皆さまにお示しして、市民の皆さまとこれから進んでいく方向性を共有していくために策定しているものです。福祉や子育てに関する計画のほか、昨年度は自治協議会の皆さまからもご意見をいただくなどご協力いただいた「都市計画マスタープラン」など、さまざまな分野で個別の計画を策定して取り組みを進めています。こういったすべての計画は総合計画の方針に沿って策定されています。

1 ページの真ん中の図ですが、計画の構成として、三層構造と私どもは呼んでいます。一番上の基本構想は、もっとも大きなまちづくりの理念や都市像を示しています。その下の基本計画は、基本構想で掲げた都市像に基づき、より具体的に基本的な政策などについて示し、さらにその下の実施計画は、政策に基づくもう一つ具体的な取り組みなどについて示しています。各区のまちづくりの計画も、オレンジのこの基本計画の中に位置づけています。

基本計画に示す政策や施策の例として、11 ページをご覧ください。例えば政策の①では、施策の1から5までを示して、「ずっと安心して暮らせるまち」の実現に向けた市の方向性について示しています。続いて、めくって17 ページ、こちらが「区ビジョン基本方針」です。「区ビジョン基本方針」は、各区において区自治協議会の皆さまと区役所が一緒になって策定したもので、区における将来像や目指すがたなど、将来に向けた大きな方向性を示すものとなっています。この方向性をもとに詳細な取り組みなどを示した「区ビジョンまちづくり計画」というものを策定しています。

次の総合計画においても「区ビジョン基本方針」を総合計画の中に位置づけて、全市的な政策とともに区でも推進していきたいと考えています。ついては、今後自治協議会の皆さまからも策定に向けたご協力をいただきたいと思いますと考えています。具体的には、この後お話しさせていただくワークショップや、その後の意見交換を考えています。北区ですと、18 ページの真ん中のところに福島潟の写真と一緒に載せている将来像「自然・活力・安らぎにあふれ

るまち、住みたくなるまち北区」。これが、こちらを策定したときの将来像として描かれたものです。また、次の計画においても、ぜひ皆さまと一緒にいい将来像を描いていけたらと思いますので、よろしくお願いします。

続いて、報告資料 2-1 をご覧ください。次期総合計画策定に向けた方針やスケジュールについてです。まず、計画の構成については、今ほど説明した現在の総合計画の構成を引き継ぐこととしています。計画期間については、これも現行計画と同じ 8 年間で予定しています。最後が 2030 年度ということで、最近新聞やテレビでよく見かける SDGs というものと計画の周期が一致します。

次の項目の策定におけるポイントにもかかわってきますが、SDGs について、簡単に申し上げると、今後、人間も地球も動物たちも継続して発展していけるように、全世界で共通で進むべき 17 のゴール、目標を示したものです。17 のパネルというものがよく新聞などにも載っています。そもそも市の取り組みすべてが市民の住民福祉の向上に直結するもので、SDGs の方向性に一致しています。これまでも市の取り組みを進めることで SDGs を推進してきました。これから人口減少が加速していく社会においては、市役所だけではなく、市民の皆さまや企業の皆さまに、市が取り組む方向性をしっかりとご理解いただき、未来の子どもたちに引き継げる新潟市づくりに向けて、一緒になって取り組んでいかななくてはならないと考えています。そのためにも、持続可能な社会をつくる共通言語とも言われている SDGs と市の取り組みを分かりやすく整理して、総合計画の中で掲げる目標が市の SDGs の目標だという形でお示しすることで、市民の皆さま、企業の皆さまから分かりやすい、参加しやすい市政としていくことを目標としています。

策定におけるもう一つのポイントとして、さまざまな皆さまからのご意見に耳を傾けながら作っていきたいというところです。ご意見をいただく仕組みについては、資料 2-2 をご覧ください。アンケートやワークショップ、その他、こういった形で市民の皆さまからご意見をお聞きすることとしています。子育て世帯が参加する「パパママのまちづくりワークショップ」ですとか、学生によるオンラインワークショップはすでに開催して、大勢の方からいろいろな意見をいただくことができました。これからもほかのワークショップ、アンケートなどを行って、ご意見をお聞きしていくこととしています。そして表の真ん中辺りに「次期区ビジョン策定に向けた自治協議会ワークショップ」と掲載してあります。北区では、来月の自治協議会の中で開催予定です。詳しい内容は、この後区から説明があります。ご協力をお願いいたします。

報告資料 2-1 に戻っていただき、左下に策定体制というものがあります。皆さまからのご意見を受け、事務局で計画の素案を策定し、自治協議会や審議会を経て、最終的な案を議

会へ提案することとしています。右側にスケジュールが載せてあります。今年度立ち上げた推進本部において、市民の皆さまからご意見をお聞きしながら素案を策定します。完成した素案については、早い段階で自治協議会の中で説明し、意見交換をさせていただく予定です。その後、審議会での審議やパブリックコメントなどを経て、来年 12 月の市議会へ提案することを目標としています。「区ビジョン基本方針」は計画の一部を構成しているため、今年度の終わりから来年度のはじめにかけて素案の段階まで進めることが今年度の目標です。来年度は、より具体的な内容の「区ビジョンまちづくり計画」の策定と意見交換を予定しています。そのため、誠に勝手ではありますが、まずは来月のワークショップの中でこれまでの振り返りと今後の方向性について議論いただき、その後、区職員と一緒に区ビジョンを作り上げていただきたいと思います。

新潟市を、そしてこの北区を未来に引き継げるようなまちづくりに向けて、総合計画策定チーム、そして北区の皆さまと、できる限り多くのご意見を取り入れながら作業を進めてまいります。自治協議会の皆さまからも、お忙しいところ本当に恐縮ですが、ワークショップへのご協力などをよろしく願いいたします。

#### **神田会長**

今ほどの報告事項で、ご質問等があればお願いします。

#### **清水(博)委員**

これまでの総合計画の総括的なものというのはいないのですか。

#### **政策調整課長**

この計画が来年度いっぱいなものですから、どこまで進捗しているかという辺りは、現在各課で、集計しております。申し訳ありませんが、今はまだお出しできない状況です。

#### **清水(博)委員**

こういう計画を示す場合、これまでの計画はどのように進捗してきたか、到達点はどうかを示してもらわないと、何を判断してこれを議論すればいいのか、見えてこないと思います。これは意見が、ぜひこのワークショップをやる場合も、そういうところが分かるような説明もしていただきたいと思います。

### 政策調整課長

ありがとうございます。各区の区ビジョンの振り返りについては、ちょうどワークショップのときに、お示しできると思いますので、よろしく願いいたします。

### 山賀委員

今の意見とほとんど同じなのですが、こういった説明をするときに、例えば条例だと、対新旧対比してという説明があります。そこまで言いませんが、時代とともに、あるいは環境の変化で、当然中身は変わっていく。そのときに素案ができて説明をする段階で、これは何がなくなって、どのように新規に出たとか、こういう説明をしていただかないと、総花的な説明だと分かりにくいと思います。そのようなことを要望しておきます。

### 政策調整課長

ありがとうございます。各区で現状と課題というあたりをお示ししながらワークショップができたと思いますので、よろしく願いいたします。

### 神田会長

ほかにご意見やご質問がなければ、次に「区ビジョンワークショップについて」、説明をお願いします。

### 地域総務課長

続きまして、「区ビジョン基本策定に向けた北区自治協議会ワークショップ」について説明いたします。資料は、報告資料 2-3、2-4、2-5 になります。

資料説明の前に、繰り返しになりますが、区ビジョン基本方針について、改めて説明させていただきます。

総合計画の基本計画の一部といたしまして「区ビジョン基本方針」が位置づけられ、区における将来像や目指すすがたなど、将来に向けた方向性となるものです。平成 27 年度から令和 4 年度の期間の現在の総合計画にも、「区ビジョン基本方針」が位置づけられています。その基本方針に向けて「北区区ビジョンまちづくり計画」を策定し、実施してきました。まちづくり計画については、今年度の第 2 回自治協議会でお配りした冊子となります。冊子の中にも「区の将来像」「目指す区のすがた」が示されていますので、次回のワークショップ当日にお持ちくださるようお願いいたします。

前置きが長くなりましたが、まずは、報告資料 2-3 をご覧ください。1 がワークショッ

ブ開催の目的です。区ビジョン基本方針、まちづくり計画に基づき実施してきた取組みと成果を踏まえ、現状認識と将来の課題を把握し、目指す区の方向性を考える機会とし、現状の「目指す区のすがた」を確認させていただきます。次の報告資料 2-4 をご覧ください。ワークショップのまとめ方イメージです。その中で一番上の「うるおいとやすらぎのあるまち」のところに「目指す区のすがた」とあります。この方向に向かっているのかということを確認させていただく。少し抽象的ですが、そういうイメージだということでご確認いただければと思います。

また報告資料 2-3 にお戻りください。2 開催概要についてです。開催日時は、11 月 25 日、次回の自治協議会開催日の午後 1 時半から 2 時間程度を予定しています。このワークショップ終了後に、自治協議会の本会議を開催させていただく予定です。自治協議会の委員の皆さまにご参加をお願いしたいと思っています。

(3) グループ分けですが、区ビジョンにある「目指す区のすがた」について、「豊かな自然と共生するまち」など、五つあるので、5 班編成ということでさせていただきます。班分けについては、誠に勝手ながら、部会をベースにできるだけ同様の内容のものになるよう、事務局で分けさせていただく予定です。

(4) 進行について、NPO 法人まちづくり学校から、進行役・ファシリテーターをお願いしています。各グループに 1 名ずつ入っていただき、その方がまとめる進行役となります。

次に(5)概ねの進め方です。報告資料 2-4 と 2-5 を併せてご覧ください。当日は、ファシリテーターが、しっかり進行いたしますので、本日はワークショップの流れというものを、イメージしていただければと思います。まず、(5)の①として、資料の「目指す区のすがた」の実現に向けた取組みごとに事務局で準備し事前送付させていただく「現状把握シート」を見ていただきながら、これまでの取組みについての効果とか課題について、皆さまから意見を出し合い、話し合ってください。ちなみに目指す区のすがたについては、報告資料 2-5 の裏面にも掲載してあります。続きまして②として、これまでの取組みや、現在、将来の課題を踏まえて、今後どうしていきたいかなど、今後の方向性について話し合ってください。続いて③として、その後「目指す区のすがた実現に向けた取組み」の今後の方向性を踏まえ、資料の上段に示している黒い網掛け部分の「目指す区の方向性」についての話し合いの結果を班ごとに発表していただくという流れになっています。

次に、3 ワークショップ開催後の流れをご覧ください。このワークショップの結果については、その結果を踏まえ、区で「次期区ビジョン基本方針」のたたき台を作成していく予定です。その後、そのたたき台について、再度自治協議会でご意見をいただく予定です。続いて次年度に入り、「区ビジョンまちづくり計画」を検討していく予定となっています。次年

度についても、自治協議会の皆さまからご協力いただきご意見を伺うこととなりますので、引き続きご協力をお願いします。

ワークショップの資料については前もって目を通していただくと、スムーズに話し合いができるかと思しますので、事前にお送りさせていただきますので、よろしくをお願いします。

#### **神田会長**

今ほどの報告について、何か皆さんからご質問等があればお願いします。

#### **藤沢委員**

ワークショップの進行についてお伺いいたします。NPO 法人まちづくり学校のファシリテーターが進行するとありますが、これは、8区で同じような取り組みでしょうか。

#### **地域総務課長**

はい。同じように、まちづくり学校の方がファシリテーターとして入っていく予定です。

#### **藤沢委員**

前回の計画でも同様でしたでしょうか。

#### **地域総務課長**

前回は同じように、ファシリテーターの人に入っていました。

#### **藤沢委員**

市の職員の方が進行にあらず、NPO 法人の方を活用するということのメリットが多分あると思うのですが、それを少しご説明いただけませんかでしょうか。

#### **地域総務課長**

少し抽象的で総花的になりますが、このような計画をまとめるワークショップの場合、市の担当者ですと、なかなか皆さまの意見を引き出せなかったり、たどたどしかったりする部分もあると思います。慣れている方にある程度意見を引き出してもらって、その後の計画づくりのたたき台とさせていただきたいと思っています。

### 藤沢委員

ありがとうございました。こういったNPOは、一つしかないのですか。ほかにも同様のグループはありますか。

### 地域総務課長

いくつかあるようですが、その中で本庁の所管課が選んできたという経緯です。

### 藤沢委員

民間と協働で、市民と協働でワークショップを開き、計画に反映するという意味はとても大きいと思うのですが、私自身がNPO法人まちづくり学校のことをよく知らなかったもので、お聞かせいただいてありがとうございます。

ただ同時に、常々少し感じていることなのですが、市の方もきちんと当事者意識をもって、しっかりのご対応いただきたいと、これは要望でございます。

### 地域総務課長

ありがとうございました。自治協議会の皆さまからご意見を聞く機会というところで、あまりそこに市職員が入ってしまうと、皆さまから意見が聞けないということがあるのではと思い、その輪の外で、オブザーバーなり何かしらの形でかかわっていきたくと思っています。

### 伊藤委員

私が別のワークショップに参加したときに、北区を知らない方が来ました。その人が進行することのいい部分もあるのですが、やはり分かっている、今藤沢委員がおっしゃったように、この北区で行政に携わっている方も参加して皆さんのいろいろなご意見も聞きたいです。そういう意味では、NPOと私たちだけではなく、担当している職員も、今やっていること、それからこれからどうしようかというところの意見もいただいて、北区の魅力を一緒に考え、私たちの意見をまとめていただきたいと思います。ファシリテーターに言ったことが伝わらなかったということがありまして、そのようなことを感じました。

### 地域総務課長

一つ目の、北区の概要が分からないのではというところについては、事前に事務局と打ち合わせをもち、進めていきたくと思っています。また、皆さまで議論していただく中でも、後ろに控え、オブザーバーとして、かかわっていきたくと思っています。

## 神田会長

ほかになければ、次の報告事項に移りたいと思います。

### (1) 新潟市財産経営推進計画の改定について

## 神田会長

報告事項の(1)「新潟市財産経営推進計画の改定について」、財産活用課から説明をお願いします。

## 財産活用課長

遅れまして、申し訳ございませんでした。

7月の自治協議会では、公共施設再編の必要性と全体の取り組みについて、説明をさせていただきました。今回は、現在作成を進めております公共施設再編の作成手順について、説明いたします。

これまで施設再編を進める具体的な方策として、中学校区を単位に地域の方々と協働で地域別実行計画を策定し、施設の再編を進めてまいりました。それを進めていく中で、利用者が広域にわたる施設の検討、例えば新潟市の中心部にあるような大きな体育館や、区にある施設でも、地域の皆さまよりも広い範囲から利用者が来るような施設、こういう施設は、地域単位での再編検討は難しいということが上がってきました。また、計画策定に1年程度を要し、5年間で5か所となっています。全体の施設再編に時間がかかり過ぎています。また、地域と議論を重ねていく中で、市としての施設再編の方針はどのように考えているかとお尋ねいただく機会もありました。そういった課題が見えてきたので、再編案を示しながら議論の加速化を図るため、先立って今後の施設再編の考え方を整理し、令和元年度に「新潟市公共施設の種類ごとの配置方針」を策定いたしました。参考資料として配布しています。2ページをご覧ください。

本市の公共施設を、提供するサービスの機能が類似する17のグループに分類しました。そして、それぞれの施設を、利用の圏域が市全体で市を代表する圏域Ⅰの施設、先ほど言った新潟市の体育館などの施設です。それから、利用圏域が区、あるいは隣接する区となる圏域Ⅱの施設、地域密着型の施設として利用圏域を中学校区単位とした圏域Ⅲの施設と、この三つの分類に分けて、今後の施設の考え方を整理しました。令和元年度の策定時点での対象施設数は、市全体で799施設。サービス機能の分類と利用者の圏域による分類の施設は、記載のとおりです。

具体的な内容は、7ページをご覧ください。圏域Ⅰの施設として、りゅーとぴあ新潟(市

民芸術文化会館)と新潟勤労者総合福祉センターテルサ、その二つの施設です。圏域Ⅱの施設として、各区の文化会館など 13 の施設です。また、施設再編の考え方として、今後の施設配置や運営改善の方向性が記載されています。ホール施設については、圏域Ⅰ、圏域Ⅱの施設ともに圏域内での集約化を検討するという事になっています。

次に、コミュニティ系の施設、これは小規模な貸館ということになりますが、圏域Ⅰの施設としては、生涯学習センターです。それから、圏域Ⅱの施設として、各区の地区公民館 8 施設です。それから圏域Ⅲの施設として、コミュニティセンター、コミュニティハウスなど 116 の施設です。10 ページに今後の施設配置や運営改善の方向性が記載されています。将来的には、原則地域に 1 施設を目指して、集約化などの再編を進めることとなっています。なお、圏域Ⅲの施設として北区では、11 の施設が該当しています。この 11 施設を一つに集約するというのではなくて、あくまで中学校区を地域の単位として、その中で集約化を目指すということです。ほかの施設種類についても、同様です。後ほどご確認ください。

この配置方針とともに、施設再編を含めた財産経営推進計画の改定にあたり、公共施設マネージメントの専門家などから構成される有識者会議をこれまでに 7 回開催しました。会議での意見も参考にしながら、公共施設再編案作成手順について検討してきました。

資料 1-1 をご覧ください。まず左側、再編コンセプトについてです。今ほど説明した配置方針に基づき、施設種類と利用圏域ごとに、下に①②③という順番で書いてあります。この三つのコンセプトに分けました。最初に①「同一圏域内でサービス機能の重複が見られる施設種類」についてです。これは、同一の圏域内で類似のサービス機能を有する施設が複数存在する施設種類になります。圏域Ⅰ及びⅡのホール施設とスポーツ施設、それから圏域Ⅲのコミュニティ系施設、これが該当します。次に、②「圏域の中でサービス機能の重複はなく、利用状況に応じた規模に見直す施設種類」になります。いずれも圏域Ⅲの施設で、図書館の圏域Ⅲ施設である地区図書館、地区図書室です。それから、保健福祉施設の圏域Ⅲの施設及び小中学校が該当するものです。最後に、③「配置方針ですでに事業方針を定めている施設種類」です。これは、先ほど説明した配置方針の再編の基本的な考え方に沿って再編を行っていく施設です。

次に、実際の施設の評価や再編案の作成手順です。資料右側の流れ図をご覧ください。手順は 2 段階に分かれていて、一つ目は「事業評価」、本市のサービス機能を維持するためにどのくらいの施設を残せばよいのかを判定するための評価です。二つ目は、「更新時期評価」です。これは、実際に再編をいつ頃行えばよいのかということ判断するための評価になります。この二つの評価の掛け合わせにより、いつ頃、どのような再編をしていくのか案を作成していくというものです。

では、具体的な手順です。まず、圏域Ⅰ、Ⅱのコンセプト①です。この事業評価については、機能重複評価として、同じ圏域内にある同じ分類の施設の過去3か年平均の利用率を合計し、100パーセントで割った数値の小数点以下を切り上げた数が、存続させる施設の数になります。例えば、同じ圏域の中にサービス機能が重複する施設が三つあったとして、その利用率の合計が230パーセントの場合、これを100で割ると2.3になります。コンマ以下の部分を切り上げると、3になります。100パーセントの施設、100パーセントの施設、もう一つが30パーセントの施設とすると、100と100で残りは30ですけれども、100と100で2施設だけ残すと、30パーセントの人は使えないことになります。それはだめだろうということで、切り上げをして、三つを残すことになります。現在3施設であれば、全部残ることになります。その場合については、下の矢印Aに進んで、事業存続で、現有施設数が存続させる施設数とイコール、すべて残るという判定になります。仮に3施設の利用率の合計が150パーセントであった場合、計算上存続施設数が2施設になり、矢印のBに進みます。現有施設数が存続させる施設よりも多いので、この場合は、利用状況と施設の老朽度の評価によって順位付けを行ったうえで、順位の高い施設でのサービス機能を存続して、低い施設のサービス機能を廃止し、施設の集約化を行っていくことになります。

なお、圏域Ⅲの施設については、存続させる施設数のみを判定して、個々の施設のサービス機能の存続・廃止については、再編案を作るとえきに、地理的条件等を加味しながら検討します。

次に、②の機能重複はなく、利用状況に応じた規模に見直す施設種類です。こちらは、小中学校であれば新潟市の小中学校適正配置基本方針に基づいた集約化を目指しますし、図書館、図書室は一日当たりの貸出数、それから保健福祉施設は利用率により、それぞれ利用状況の評価を行ったうえで、施設のサービス機能の存続・廃止を判定していく形です。

最後に③です。こちらの配置方針ですでに事業方針を定めている施設については、原則として配置方針の考え方に沿って再編案を作成し、事業評価は行いません。

それぞれの評価後、更新時期評価ということで、各施設の今後の改築や大規模改修工事の実施が必要な時期を目安として、事業の廃止時期や施設再編の実施時期を判定します。概ね短期と中長期ということで分けており、今後10年の中で大規模改修工事や、改築の時期に当たるものを短期、それ以降になるものを中長期ということで分類しています。

これらの手順により、再編案を作成しています。圏域Ⅰ及びⅡの施設については、施設の種類ごとに再編案を一つ作りました。その案に基づいて再編を進めていきたいと考えています。圏域Ⅲの施設については、地域ごとに原則複数の案を作成し、それをたたき台にして、地域の皆さまと議論を重ねながら、地域別実行計画を作ったうえで再編を進めていく手順を

踏むということで考えています。これまで5地域で作成した地域別実行計画と同じ手順を今後も踏ませていただき、地域に入るときに、一定ベースの再編案というものを持ち込み、そこを議論の出発点として、地域別実行計画を作っていきたいと考えています。

今後出来上がった再編案も、私どもはそれをそのとおりにやるということではなくて、そこから皆さんとの議論を、出発させていただきたいと考えています。

続いて、資料 1-2 をご覧ください。こちらは、今ほど説明した地域別の再編案のモデルとして、大体このようなものが出来上がるというものです。実際の再編案とは若干異なるかもしれませんが。一旦のモデル案ということでご覧ください。

一番左側の表の部分は、先ほど資料 1-1 で説明しました公共施設再編案作成手順の再編コンセプトによる3分類の番号など、施設の基本情報が記載されています。次に真ん中の黄色の部分、こちらにつきましては、施設の評価として事業評価と更新時期評価の評価結果が記載されております。一番右側の桃色の表が、手順に沿って作成した再編案ということになります。

この地域には、再編コンセプトの①に該当する施設といたしましては、コミュニティセンターなどの四つのコミュニティ系の施設があります。また、再編コンセプト②に該当いたします施設といたしまして図書室、それから保健福祉センター、小中学校。そして、再編コンセプト③に該当する施設として、体育館、ひまわりクラブ、老人憩いの家が存在しているという設定になっております。

表の見方として、コンセプト①の四つのコミュニティ系施設、これを例に説明いたします。まず、事業評価を見ると、先ほど説明した手順により、4施設の平均利用率の合計が160パーセントとなっています。このことから、この地域では2施設まで集約するという評価になります。その右側の更新時期評価は、各施設とも大規模改修が必要な時期の目安の建築後40年目をすでに経過している、または今後10年間で迎えるということで、更新時期は短期という評価になります。次に、この施設評価を踏まえた再編案として、一つ目はコミュニティセンターと公民館を存続させて、農村環境改善センターをコミュニティセンター、もしくは公民館に集約化し、集会場は地域に移管していく案になっています。もう一つの案、A-2案は、コミュニティセンターと農村環境改善センターを存続させて、公民館をコミュニティセンターか農村環境改善センターに集約化、そして集会場を地域移管していくという案になっています。そのほかの施設についても、先ほど説明した再編コンセプトにより事業評価と更新時期評価を行い、再編案が記載されています。

なお、再編案の方針の欄に記載の「存続」や「集約」という用語の定義については、下段にまとめてあるので、ご確認ください。

現在この手順により再編案を作成中です。再編案を作成した後に、財産経営推進計画の一部として改定作業を行い、パブリックコメントを実施していく予定です。それに合わせる形で、12月か1月には、実際の再編案と併せて改めて皆さまにご説明させていただき、その後、年度末にこの再編案を含む財産経営推進計画の改定を行っていきたいと考えています。

また、来年度以降、施設再編の本格的な着手として、複数の中学校区で地域の皆さまとの話し合いを進めていきたいと考えています。計画の中では、こういった地域から入りたいという目安も載せる予定です。来年度以降、そういう機会がありましたら、皆さまからぜひ参加いただき、一緒に議論していただければありがたいと考えております。

### 神田会長

今ほどの説明について、皆さんからご質問とご意見等があればどうぞ。

### 山賀委員

1点目は、そういったもので評価したものは、機械的に、そのままということなのか。それとも、地元と相談しながら、あるいはいろいろな検討を加えながら、そういう対象にするきっかけくらいのイメージなのか。

それから、特に先ほど報告資料1-2の中で、小学校の評価は、学校の適正化ということで、市の教育委員会は、統合するかしないか、こういった問題は、基本的にはすべて地元の意見に委ね、市からああしろ、こうしろとは言わないという説明を受けましたが、その辺の関連と、具体的にどうするのかお聞きしたいと思います。

### 財産活用課長

まず、最初の部分です。基本的に、全市域をこの計画の中で進めていかななくてはいけないので、今こうやって評価をしますといったところについては、地域的な事情をあまり考慮しない形で作っています。そのうえで、先ほども申し上げたとおり、来年度以降、この計画の改定で示す再編案をもって、それぞれの中学校区に入らせていただき、そこから地域の実情や皆さんが大事にしたいものを含めて、きちんと話し合いをする機会を必ず設けます。そのうえで地域別実行計画と一緒に考え、最終的にはその一緒に考えたものをもって、私どもで地域別実行計画としてこれでいきたいと思います。葛塚地域の地域別実行計画でも、また木崎地域でもそうでしたが、地域の皆さんとワークショップなどを通じて話し合い、この地域の最終的な姿はどのようにしていくかを一緒になって考えていきたいと思います。

二つ目の学校の部分についても、おっしゃるとおりです。基本的には小規模校の学校はできるだけ統合したいとは考えだと思えますし、またそういった中でも複式学級とか、子どもたちの教育環境としてそれが本当にいいのかというところは、多分教育委員会でも気になっているところだと思いますし、施設の再編の中でもそこは同じです。私ども、先走ってそこをこうすればいいということではできないので、その辺は教育委員会と話をし、話が盛り上がっている地域については、その結果を見ながら、タイミングをとらえていこうかと考えていますので、決して今まで教育委員会が言っていたことと反するようなことはいたしません。そちらの答えが出る、また地域の皆さんが考えていく中で、ほかの施設も一緒になって考えたほうがいいのかということであれば、一緒に参加させていただき意見をまとめて、地域別実行計画を作っていく考えです。

#### **神田(恭)委員**

この表を見ると、老人憩いの家の廃止(移転)となっていますが、これは、もう具体的にこういう計画が出ているのでしょうか。もし出ているなら、少しお話を聞かせていただきたい。

#### **財産活用課長**

参考資料の公共施設の種類ごとの配置方針、こちらの37ページをご覧ください。(3)の今後の施設配置の方向性、運営改善の方向性の一番上です。老人憩いの家は、新たな整備を行わないということと、それから施設・設備の補修等は必要最小限として、随時使っていきますが、入浴設備の更新はしませんということ。それから、老朽化や利用率が著しく低い施設については、廃止を検討していきます。将来的には、そのほか、お風呂以外で皆さんが集まって活動されているものについては、地域のコミュニティ施設などを活動拠点場所としてやっていただくということで、ここでは機能移転という書き方になっていますが、そのような形で進めさせていただきます。来年度になったらなくなるということはないと思いますが、ある程度使える時期までは使ってください、少しずつということになるかと思えます。そういった中で地域別にいつ入るかというタイミングは、それぞれの地域によって違ってきますので、老人憩いの家の状況を見ながら、どのようにしていくかということになります。

#### **神田(恭)委員**

それでは、その施設が徐々に傷んできた場合には、補修とかはなく、廃止する方向で考えたほうがいいのか。

## 財産活用課長

軽微な補修等であれば、財産所管課が健康福祉課になると思いますので、そちらと相談しながらやっていただいて、寿命を少し延ばすということはあるかと思いますが、大規模な改修は厳しいので、そのときは、お話しをさせていただくことになるのと考えます。

## 神田(恭)委員

分かりました。それから、もう1点。太夫浜保育園の隣にひまわりクラブがありましたが、太夫浜小学校の隣に新築移転しました。その空いた施設を、地域の茶の間として借りることはできますか。

## 財産活用課長

地域の方々とお話し合いをしていただき、こういう利用だったら単発でもいいのではということであれば可能かなとは思いますが。

## 健康福祉課長

補足します。今ご質問のあった旧太夫浜ひまわりクラブは、太夫浜保育園の敷地内に別棟ということで建っている施設でした。今は老朽化が進んで、太夫浜小学校の方に新しいひまわりクラブを建てた後に、建物だけ残っています。古い建物で電気もガスも水道も通っていない施設です。ですので、それをどなたかに利用いただくことは、難しく、老朽化も進んでいるので、所管課としては、できるだけ速やかに解体を進めたいと思っている施設です。

## 神田会長

ほかになれば、次の説明に移ります。

### (3) 令和2年度区づくり予算事業の報告について

## 神田会長

それでは、「令和2年度区づくり予算事業の報告について」、報告をお願いします。

## 地域総務課長

報告資料3をご覧ください。順に所管課から説明いたします。1ページをご覧ください。1ページから5ページ目までは、地域総務課担当分です。

1ページ目、「北区賑わいづくり事業」です。地域が組織する新崎駅未来ビジョン実行委

員会と協働して、新崎駅の南口にイルミネーションの増設を行い、新崎駅の利用促進及び駅周辺の賑わい創出に努めました。

2 ページ「夏休み公共施設利用促進事業」です。主に夏休み期間中の子どもたちを対象とした無料バスを運行することで、区内の公共施設の利用促進を図る事業でした。新型コロナウイルス感染症の拡大もあり、また実態として、バスの利用目的に関して、偏りがあり、その辺を総合的に考え、また新型コロナウイルス感染症拡大により夏休みが短縮されたことなどから、令和2年度は運行を中止しました。令和2年度までで事業終了なっていますが、令和2年度に関しては、運行を中止した代わりとして、公共施設の利用促進チラシを作成し、区内全小中学校、高等学校、大学などに配付しました。今後は、作成した同チラシ等も活用しながら、利用促進に取り組んでいきたいと考えています。

3 ページ「木崎村小作争議100周年事業」です。令和4年に100周年を迎える木崎村小作争議を、次世代へ継承するため企画展示事業等を行います。令和2年度は、令和4年度に行う企画展で展示予定の市指定文化財である無産農民学校西入口の木製看板の修復を行うため、東北芸術工科大学へ委託し、看板の状態調査を行いました。また、県立文書館等で木崎村小作争議に関する歴史資料の所在確認調査を行ったところです。

次のページ「地域『ひと・まち』パートナーシップ支援事業」です。コミュニティ協議会や小中学校などの活動に新潟医療福祉大学の学生を派遣している事業です。大学生を協働のパートナーとし、人と地域などを結びつける役割を担って学習支援などを行い、活動の活性化が図られました。

5 ページ「地域防災ひとづくり事業」です。防災士へのスキルアップ事業として防災士等が参加し、計4回のワークショップを行い、北区河川別ハザードマップを作成しました。本事業を通じて、防災士の地域特性への理解、また災害時における地域防災リーダーとしての意識啓発が一層図られました。

## 区民生活課長

6 ページ「北区水辺環境フィーチャリング事業」です。水辺環境を保全していくための仕組みづくりの構築、それから水辺形成の歴史や多様な動植物が生息している水辺の魅力を発信するという事業です。ここにも書いていますが、十二瀉、そして松浜のひょうたん池、この二つの水辺について、十二瀉ですとNPO法人いいろこ十二瀉を守る会、そして松浜地区コミュニティ協議会、それぞれの団体に委託して、事業の目的を達成するいろいろな工夫を考えてもらいながら、その場所に合った事業を進めてきました。特に地元の小学校の子どもたちが地域の宝、これを学んで、地域の人たちからいろいろなお話を聞きながら、それを発表し

たりして、これが次の世代につながっていく、そういったことを目的に行ってきたところもあります。地域の小学生を対象に、専門家である学芸員から指導を受けて、動植物の観察会、水辺環境の成り立ち等の説明を受けました。地域の宝としての愛着が生まれて、これからのものになっていくと考えています。

### 健康福祉課長

7 ページ「北区子育て応援事業」です。地域における子育ての支え合いや児童の健全育成を推進することを目的に、子育て支援講座などを実施しました。主な事業としては、親子の参加型講座「北区パパスクール」を2回開催しました。昨年度は、コロナ禍ということもあり、オンラインの参加も含め43名が参加。段ボールを使ったダイナミックな遊びなどを行いました。また、保育士などの支援者向けに「傾聴スキル習得講座」を4回実施し、子育てに関する悩みをもつ保護者に接する機会の多い保育士など延べ52名が参加し、傾聴技術の向上につなげました。そして、子育て情報誌「まま KiTa」、こちらは、現役の子育て世代が編集委員会となり3,000部発行し、子育てに関する地域情報を分かりやすく発信しました。

8 ページ「北区もの忘れ検診」です。認知機能の低下を早期に発見し対応することで、認知症の進行を遅らせ、地域で安心して暮らすことができるよう、区内13の医療機関と連携し実施しています。希望者は、特定健診に合わせて実施、三つの簡単な質問をする検査を受けてもらい、認知機能の低下が疑われる場合には、精密検査を行う医療機関を紹介されます。令和2年度は、979人が受診して、精密検査が必要と判定された方はうち3名、全員がアルツハイマー型認知症と診断されました。また、経過観察が必要とされた1名も含めて、全員に地域包括支援センターがかかわり、必要に応じた地域のサービス利用へとつなげることができました。

9 ページ「大学生による家庭介護セミナー」です。令和元年度、自治協議会の皆さんから提案事業ということで実施していただき、それを受け、昨年度からは当課の事業として実施しているものです。介護について学んでいる新潟医療福祉大学の学生と連携して、介護技術等に関するセミナーを開催し、家庭における介護の基本的知識やスキルを身につけてもらうとともに、学生と地域との交流を深めることを目的として実施しました。コロナ禍により、事業回数を当初4回としていましたが、2回実施、34名が参加しました。

10 ページ「介護予防のための専門職派遣事業」です。健康で暮らせるまちづくりを推進するため、自ら介護予防に取り組める高齢者がさらに増加するよう、リハビリ等に関する専門職を地域の茶の間などの集まりへ講師を派遣し、介護予防に関する健康講座を開催しました。令和2年度は、コロナ禍ということで中止せざるを得ませんでした。代替として専門

職団体から DVD と資料を作成してもらい、申し込みのあった 31 団体に送付しました。併せてアンケートを実施し、今後も継続して活用したいと答えた団体が半数を超えました。専門職が以前のように出向くことが難しい状況下でもあることから、さらなる活用を図っていきたいと考えています。

## 産業振興課長

11 ページ「海辺の森共創参画推進事業」です。保安林であり、市民の憩いの場としても親しまれている海辺の森の良好な森林環境を維持することを目的にした事業です。令和 2 年度は、海辺の森での除草作業や植栽などの活動を行っている海辺の森協議会への支援や、ニセアカシアの伐採などの保全活動を行いました。また、地域住民が主体のコミュニティビジネスの活動を支援するとともに、海辺の森交流人口拡大を図るために、キャンプ場のソフト事業の企画などの試行実施を行いました。

12 ページ「地域商業にぎわい創出プロジェクト」です。地域商業の活性化とまちの賑わい創出を図るために、地域ごとに地域が主体となってイベント等の取り組みを行いました。令和 2 年度は、豊栄地域では「似顔絵フェスティバル」、こちらはコロナ禍で中止となったものの、フェイスブックによる広報、似顔絵募集を行い、商店街での似顔絵の展示を行ったほか、婚活事業を開催しました。また、松浜地域では、「味噌づくり体験」や「こらっせ松浜」、中学生とコラボしたポスター作成や、ござれや花火の動画作成を実施しました。

13 ページ「魅力発信キタクなるプロジェクト」です。交流人口拡大を目的として、北区の観光 PR と観光資源の魅力向上に取り組みました。令和 2 年度は、民間会社と連携したバスツアーを 4 回実施、市内外から 103 名の参加がありました。また、葛塚市、松浜市で利用できる共通市場商品券を発行して、観光資源の魅力向上に取り組むとともに、観光マップ等の更新作成や、フェイスブックを使用した観光レポーターによる北区の魅力発信、レンタサイクル事業に取り組みました。なお、ござれや花火の中止により、シャトルバスは中止となりました。

続いて 14 ページをご覧ください。「次世代農業推進事業」です。農産物のブランド力強化や加工品の開発を通じて農家所得の向上につなげるとともに、生産現場や ICT 技術の導入により省力化や生産技術の平準化を図ることを目的に取り組みを行っています。令和 2 年度は、農協等と連携して、「しるきーも」の販売促進 PR などのブランド力強化に取り組むとともに、地元商店と連携して加工品の開発、商品化や雑誌への特集記事掲載による PR を行いました。また、ICT の導入については、トマトの施設園芸への導入を目指して、新潟食料農業大学や農協等の関係機関、生産者等とともに検討会を実施し、令和 3 年度から、養液土耕システム

と環境モニタリングの機器をハウス内に設置して、その栽培実証を行うという方向性を決定しました。

15 ページ「北区総合スポーツ事業」です。体育の日を中心に、さまざまな競技によるスポーツ大会を開催することで、区民が気軽にスポーツを体験できる機会を設け、スポーツの振興と健康増進を図る取り組みを行っております。令和2年度は、「エンジョイスports in 北区 2020」と称して、フロアカーリング交流戦、各競技別大会、各種スポーツの体験会などができるスポーツレクリエーション大会を開催しました。また、「元旦歩こう会」については、新型コロナウイルス感染症対策のために、定員を300人に限定して事前申込制で実施し、225名が参加しました。

### 建設課長

16 ページ「松浜海岸の環境整備と地域活性化事業」です。平成30年から行っており、令和2年度が最終年度です。松浜海岸の飛砂被害について、地域住民と協働で飛砂防止の活動に取り組んで環境改善を図るものです。実績としては、アキグミの植栽活動を10月6日に開催しました。地元の松浜小学校の児童、地域住民、合わせて約210名の皆さまと一緒に、アキグミの苗木1,400本の植栽を行いました。そのほか、飛砂防止ネットを80メートル設置しました。効果として、松浜地区の飛砂被害の軽減につながるとともに、環境学習や環境保全の意識の向上、それから地域への愛着というところにもつながっていると思っています。課題として、アキグミが育っていくには時間がかかるため、その対策の効果が出るのも少し時間がかかるのかなと思います。そのほかの飛砂対策と併せて検討しながら継続していく必要があると思っています。

### 地域総務課長

区自治協議会提案事業が17ページからありますので、3点ほど説明します。

一つ目は、地域づくり部会の「北区交通マップ作成」です。区内公共交通に関する情報を集約したチラシを作成し、区内への全戸配布、市ホームページへの掲載などにより、区バス等の利用促進を図りました。

18 ページは福祉教育部会の「福祉教育部会だより発行」です。思春期を迎えた子どもの成長の手助けとなる情報や相談窓口を紹介したパンフレットを制作し、区内の小中学校を通じて保護者に配付したほか、放課後児童クラブ等に設置いたしました。

19 ページ、三つ目は、自然文化部会の「福島潟賑わい創出事業」です。福島潟のラムサール条約登録に向け、区民の理解を深めるため啓発パネル展の巡回開催や、福島潟の魅力

PR 動画の制作などを行いました。

この3事業については、先般、3月の自治協議会で議事事項として事業評価を书面協議で終えておりますので、説明は簡潔なものにさせていただきました。

**神田会長**

今ほどの説明について、ご質問等がありますか。なければ、次に移りたいと思います。

#### **(4) 令和4年度区づくり予算事業の提案について**

**神田会長**

令和4年度区づくり予算事業の提案について、事務局から説明をお願いします。

**地域総務課長**

報告資料4「令和4年度特色ある区づくり予算事業の提案状況」をご覧ください。

来年度に向けた各課の現段階での提案状況ということで、資料のとおりです。予算金額も含めた詳しい事業内容は、12月の自治協議会でお示しし、各課から説明をさせていただきたいと考えています。この後、各部会で来年度の自治協提案事業を決定する際の参考としてご覧ください。

**神田会長**

今ほどの説明について、ご質問はありませんか。なければ次に移ります。

#### **(5) 部会の会議概要について**

**神田会長**

各部会長からご報告をお願いします。

**鶴巻委員**

地域づくり部会の、部会長が欠席なので、私、鶴巻が発表いたします。

第6回の部会のときに、自治協議会提案事業がありまして、来年度の部会に絞り込んでこれから協議したいと思います。

その次に、令和3年度の自治協議会提案事業の「目指せ防災力向上！」について、9月10日と10月11日に、事前指導ということでNPO法人のふるさと未来創造堂の方から、指導していただきました。開催は、チラシができて地域の方たちにPRしていますが、11月3日

(水)の「福島潟マルシェ」で、菱風荘を会場に「親子でわくわく！あそんでまなぼうさい」という名前で、中学生以下の親子を対象に実施する予定です。今のところ、当日天気もよさそうなので、たくさんの参加者が応募されているかと思しますので、これから皆で準備したいと思います。

### 清水(博)委員

はじめに、令和4年度の自治協議会提案事業についてです。部会で資料内容を確認し、記載の事業案で決定しました。主な意見等は下に書いてありますので、ご覧ください。なお、詳細については、今後部会員全員で詰めていきたいと考えています。

次に、令和3年度自治協議会提案事業「あったか言葉っていいね」についてです。事務局から応募状況について、その時点で171件があったと説明がありました。これをもとにして、以下の事項について検討しました。一つは受賞作品を何点にするかということで、12作品とすることとしました。賞名は、作品を見てから検討する。副賞については、それぞれ年齢に合わせた中身に、図書カードとか、大人であれば特産物とか、この辺も議論していきます。次に活用方法は、記載の意見がありました。これも今後検討していきます。裏面ですが、審査方法について、171通もあり、審査も大変だということで、ある程度事前に事務局から分類してもらって、今日、その資料に基づいて選ぶ予定です。

そこで、本日皆さんにぜひご理解をいただきたいと思うのですが、この後、部会で入賞作品を決めることになっております。この表彰式を、12月の本会議の後に少し時間をいただいて、行わせていただきたいと思いますところでもあります。詳細につきましては、後日お知らせさせていただきますが、時間的には10分から15分程度で終わる予定にしていますが、いかがでしょうか。ご了解いただけるでしょうか。会長、大丈夫ですか。

### 神田会長

いいと思います。

### 清水(博)委員

ありがとうございます。それでは、そのように進めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

### 伊藤委員

1番、「フォトコンテスト」について、本日お配りしたチラシを各コミュニティセンター、

公共施設などに置かせていただきました。ぜひ皆さまも口コミで発信してください。1年をとおしての、北区のいろいろな地域のもものがたくさん寄せられることを期待しています。委員による審査、それから来年度の年度カレンダーを作る計画です。

2番、令和4年度自治協議会提案事業についてです。三つ挙げられましたが、9番、10版については、ハード事業になりますので、8番の中でその地域の魅力を活かした事業ができるのではないかと、活発に意見交換しました。「北区魅力発信継承事業」ということで決定しました。概要は、来年度、具体的に詰めていきますが、自然文化の魅力を発信する人材を今後も継承していくための事業を実施する。例えば、区民向けに北区の自然文化を学ぶ講座を実施したり、地域の歴史、昔の生活、地域の池など、分野ごとのガイド(大切な人材)、その一覧を作ったりするなど、下のよういろいろな意見が出てきています。

裏面の3番、福島潟魅力PR動画の進捗についてです。豊栄高校の協力を得て、また今年度も作っていただいております、私たちが大筋を決めました。完成動画については、11月の本会議で皆さまにもご披露したいと思います。活用にについては、いろいろなところに配布して、お伝えしようと準備するところです。

## 4 その他

### 神田会長

その他に移りたいと思います。事務局から何かありますか。

### 健康福祉課長

お手元に「大学生による家庭介護セミナー」のチラシを配布しました。先ほど区づくり事業でも触れましたが、これは、令和元年度に自治協議会の皆さまから提案いただいた事業を、継続して実施しています。入浴の介助であるとか、おむつ交換であるとか、そういったものを学生から学ぼうということで昨年度実施していましたが、コロナ禍で密着するようなものが難しいということを大学側と相談しました。学生たちの発案で、寸劇を交えて楽しく認知症とはどのように始まるのだろうという内容を予定しています。初歩的な内容で、割と皆さんどなたにでも思い当たるような状況がある内容になっています。11月13日は豊栄健康センター、12月5日は北地区コミュニティセンターで、同じ内容を2回実施します。ぜひお誘い合わせのうえご参加いただければと思います。

### 地域総務課長

皆さまのお手元に、2点ほど案内の資料を、本日机の上に配付しました。

一つ目が、「市長とすまいるトーク」についてです。市長が市民の皆さんと「コロナ禍における新潟市の未来に向けた取り組み」をテーマに意見交換を行います。11月21日の日曜日、午後1時半から、会場は、豊栄地区公民館大講堂です。今回も事前申し込みとさせていただきます。参加については、別紙の出席報告書を11月4日木曜日までに、メールまたはファックスで担当まで送付ください。また、本日、受付にてお渡しいただいてもけっこうです。多数の参加をお待ちしております。

もう1点が、区自治協議会委員の全体研修会についての案内です。この研修は、自治協議会のさらなる活性化を図るため、1年に1回全区の委員が一堂に会して開催しているものです。昨年度は、新型コロナウイルスの感染状況を踏まえて中止となりましたが、今年度は、12月9日木曜の午後、西区にあります黒崎市民会館で開催予定です。現地に赴かなくても、北区役所での参加、または自宅でのオンライン参加と方式もございます。つきましては、こちらも出席確認させていただきたく、お配りした出席確認票を、11月4日木曜日までにメールまたはファックス、もしくは本日の受付にお渡しくださるようお願いいたします。

#### **伊藤委員**

私は人権擁護委員をしておりますが、前回ご案内した人権啓発活動の地方委託事業に、委員の中にもお運びくださった方がいらっしゃいました。ありがとうございます。そして、新潟市事業ですが、11月17日に、人権・同和教育講演会が豊栄高等学校においてあります。お運びいただけるとありがたいです。

#### **神田(恭)委員**

コロナの件で、テレビで、コロナで亡くなった場合は、対面で最後の別れができなくて、永遠の別れになるが、エンバーミングという薬剤をつかって対面できるという放送がありました。費用が30万円くらいかかるようなのですが、行政で、何かこういう情報は入っていますでしょうか。

#### **健康福祉課長**

私もその放送は見ていましたが、この新潟市の中でそういった葬儀社があるかということ把握しておりません。申し訳ありません。

#### **神田会長**

それでは、予定された議題及び連絡は以上です。事務局に進行を戻します。